

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	福祉タクシークーポン券希望調査票及び福祉タクシークーポン券封入封緘委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事後及び事前報告】

◇第14条第1項（その他の委託）

(担当部課：障害者福祉課)  
担当係 経理係 担当者 山室 内線 ( 3462 )

## 事業の概要

事業名	福祉タクシークーポン券希望調査票及び福祉タクシークーポン券封入封緘委託
担当課	障害者福祉課
目的	心身障害者福祉タクシー制度の対象者へのクーポン交付のため
対象者	心身障害者福祉タクシー制度対象者
事業内容	<p>心身障害者に対して外出の利便を図るため福祉タクシークーポン券を交付する。</p> <p>あらかじめ、福祉タクシークーポン券の交付の希望の有無について調査を行い、希望する者に対して福祉タクシークーポン券の交付を行う。</p>

件名 心身障害者福祉タクシーにおける福祉タクシークーポン券希望調査票封入封緘 委託について

保有課(担当課)	福祉部障害者福祉課
登録業務の名称	心身障害者福祉タクシー
委託先	新宿区障害者就労福祉センター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	提供する項目 心身障害者福祉タクシー事業対象者約5,000人の 郵便番号一連番号・郵便番号・漢字氏名・カナ氏名・住所
委託理由	心身障害者福祉タクシー制度の対象者は約5,000人おり、当課・当係の職員で封入・封緘を行うことは事務量が膨大になってしまうため。
委託の内容	下記の封入封緘を委託した。 発送は障害者福祉課が行い、調査票の返送先は障害者福祉課とした。  ①福祉タクシークーポン券希望調査票 (用紙左上に郵便番号、住所、氏名の記載あり) ②福祉タクシークーポン券への変更周知用通知 ③返信用封筒(受取人払) の3点を窓開き封筒に上から①②③の順に重ねて封入し封緘する。
委託の開始時期及び期限	平成20年7月10日 から 平成20年7月16日
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付した。 2 業務終了後、提供した情報を返却させた。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定させた。 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管させた。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 件名 福祉タクシークーポン券封入封緘 委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	障害者福祉課	委託先	新宿区障害者 就労福祉センター
登録業務の名称	心身障害者福祉タクシー		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙・電子データ	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	紙媒体
保有している情報項目	心身障害者福祉タクシー事業受給対象者約5,000人の郵便番号一連番号・郵便番号・漢字氏名・カナ氏名・住所・タクシークーポンの希望の有無	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	心身障害者福祉タクシークーポン券交付希望者の郵便番号一連番号・郵便番号・漢字氏名・カナ氏名・住所
委託の理由	心身障害者福祉タクシー制度の交付希望者は約5,000人おり、当課・当係の職員で封入・封緘を行うことは事務量が膨大になってしまうため。		
委託内容	下記2点を一組とし①②の順に重ね、窓開き封筒に①の左上の郵便番号・住所・氏名が見えるように封入する。また一部は宛名シールを貼付した封筒に①②の順に重ね、封入・封緘する。 封入封かん作業は、区役所内において行う。発送は、障害者福祉課が行う。 ①福祉タクシークーポン券送付書 ②福祉タクシークーポン券		
委託の開始時期及び期限	平成20年9月26日 から 平成20年10月1日 (予定)		
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。	受託事業者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。